

# 発展途上国における会計基準の形成

## —マレーシアを事例として—

平賀 正剛  
愛知学院大学

### 要 旨

本研究の目的は、発展途上国において、経済の発展に伴いどのような会計基準が形成されていくのかについて、マレーシアを事例に考察することである。具体的には、マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board ; MASB) が90年代後半から2000年代初頭にかけて公表しMASB基準を、発展途上にある同国の経済環境を配慮した上で設定された会計基準と位置付け、考察対象とする。MASB基準と、その設定のベースとなったIAS (International Accounting Standards) との相違点を検討することにより、MASB基準の根底にある会計観は、収益費用アプローチに若干寄ったものであることがうかがえる。後半では、そのような特徴をもつ会計基準が設定された理由を、当時のマレーシアの経済的背景を観点として検討する。マレーシアでは、2000年代初頭まで、製造業の発展を目標とした産業計画が実施されていた。収益費用アプローチに基づく会計は、製造業中心の経済に適合性をもつ。その意味で、マレーシアでは経済発展ならびにその過程での産業構造に適した会計基準の設定が試みられていたといえる。以上の考察から、発展途上国に伴い、産業構造の重点が1次産業から2次産業、さらに3次産業へとシフトしていくという従来の経済発展パターンを前提とすれば、発展途上国が経済発展を遂げる過程において、一時的に現行のIAS/IFRS (International Financial Reporting Standards) とは若干乖離した会計基準が設定される可能性があるといえる。

## 1. はじめに

### 本稿の目的および仮説設定

本稿の目的は、発展途上国において、その経済発展に伴い、会計基準の内容がどのような変容を遂げていくのかについて、マレーシアを事例として考察することにある。考察に先立ち明らかにしなければならないのが、本稿における発展途上国の定義であろう。

本稿では世界銀行による発展途上国の定義を適用したい。世界銀行は、国民総所得をもとに世界各国を低所得国 (Low-Income economies)、中低所得国 (Lower-middle-income economies)、中高所得国 (Upper-middle-income economies)、高所得国 (High-income economies) に分類している<sup>1)</sup>。このうち、高所得国を先進国とし、その他をすべて発展途上国とする。本稿では会計基準を経済発展という動的観点から考察するため、発展途上国を単一の枠組みでなく、段階的に捉えている点で、世界銀行の定義は本稿の目的に適合している。

国際会計研究における通説に従えば、一国の会計基準は、当該国の諸環境に影響を受けながら生成・発達する。ゆえに経済の発展水準を環境変数の1つと捉えれば、発展途上国の環境に適合した固有の会計基準が成立する可能性もある。

ところが現実の世界では、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board ; IASB) の設定する国際会計基準 (International Accounting Standards ; IAS) および国際財務報告基準 (In-

ternational Financial Reporting Standards ; IFRS) への収斂を図るべく、各国において基準設定・改訂作業が進んでいる。発展途上国もその例外ではなく、むしろ IAS/IFRS を自国基準として積極的に採用する傾向の見られることが、かねてより指摘されていた<sup>2)</sup>。

このように、理論と矛盾した現実を説明するにあたっては、次のような仮説を立てることができる。発展途上国においては、海外からの直接投資を積極的に受け入れ、これをアクセレーターとすることにより、経済発展が実現される。外資の受け入れにあたっては、各種インフラストラクチャーの整備が必須となり、その一環として会計基準の整備が進む。その際、基準設定にかかるコストおよび時間の節約という観点から、IAS/IFRS が自国の会計基準として全面採用される<sup>3)</sup>。ところが、多くの論者が指摘するように、IAS/IFRS が先進国の経済環境を想定して設定された会計基準であるとすれば、先進国とは異なる発展途上国の環境に適合するよう、会計基準の修正が試みられる。ここで当該途上国の会計基準に、IAS/IFRS からの乖離が観察されるようになる。その後、経済発展を遂げることで、発展途上国の経済環境が先進国のそれに近づくにつれ、会計基準は再び修正され、IAS/IFRS に近い内容に接近していく。以上の仮説は図表1のように整理できよう。

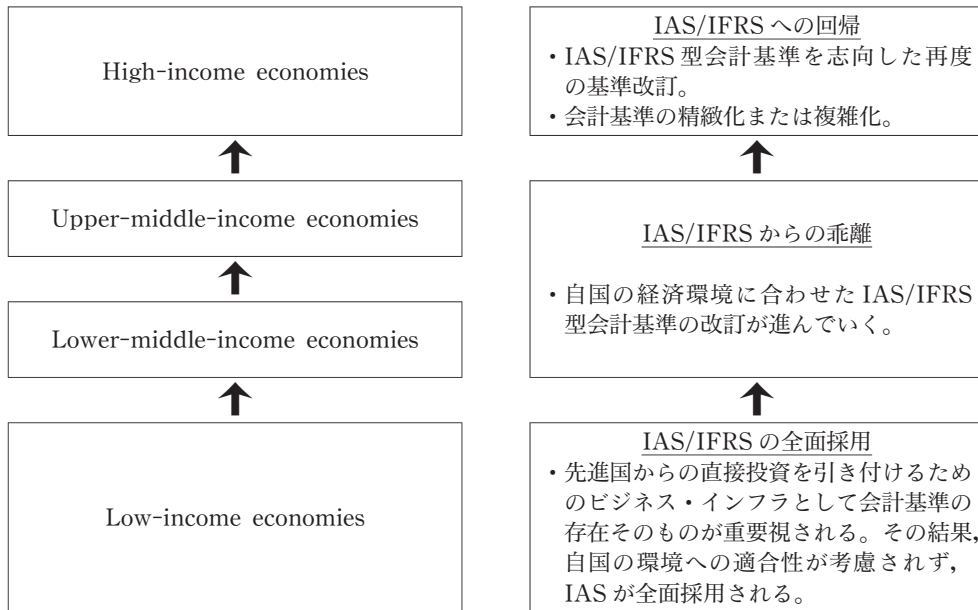
本稿では、この仮説をマレーシアの会計基準の考察を通じて例証したい。マレーシアは1986年の投資促進法 (Promotion of Investment Act) の制定以降、外国からの直

<sup>1)</sup> この分類については、世界銀行のウェブ・ページ (<http://web.worldbank.org>) で確認することができる。

<sup>2)</sup> たとえば Saudagaran and Diga (1997) を参照されたい。

<sup>3)</sup> この仮説については、平賀 (2003) において詳細に論じている。

図表 1：本研究における仮説—経済発展と発展途上国における会計基準の変容の関係—  
 経済の発展段階 会計基準の変容



接投資の増大に成功し、1990 年に中低所得国から中高所得国に移行した<sup>4)</sup>。その後、アジア通貨・金融危機の影響による落ち込みはあったものの、2020 年の先進国入りを国家目標に、順調な経済発展を遂げている。

一方、会計基準についていえば、後述のように、他国と比べても早い段階から、IAS をベースとした基準設定が試みられてきた。それらの意味で、マレーシアにおける 1990 年代以降の会計基準の変遷は、本稿の考察対象として目的適合性がきわめて高いといえる。

## 2. マレーシア<sup>5)</sup>における会計基準の変遷

上記の仮説を例証するためには、マレーシアの会計基準に IAS との乖離が観察される可能性のある期間を特定する必要がある。そこで、本節では、マレーシアにおける会計基準を史的に概観し、その歴史をいくつかの段階（フェーズ）に区分する。

諸外国に目を向ければ、たとえば米国をはじめ多くの先進諸国において、会計基準設定主体の交代が当該国の会計基準設定史の転換

<sup>4)</sup> マレーシアの 1 人当たり GDP についてはアジア経済研究所のウェブ・サイト (<http://d-arch.ide.go.jp>) のアジア動向データベースで、また、当時の世界銀行の定める分類基準については世界銀行のウェブ・サイト (<http://www.worldbank.org/>) の Data & Research でそれぞれ確認することができる。1990 年当時の世界銀行による経済水準の分類は GDP を基準に行われていた。一方、1990 年のマレーシアにおける 1 人当たり GDP は 2,467 米ドルであり、同年の中高所得国の基準は、1 人当たり GDP が 2,466 米ドル以上 7,620 米ドル以下であった。

<sup>5)</sup> 本節の内容は平賀（2006）で詳しく論じている。詳細については同拙稿を参照されたい。

点になっている場合が多い。一方、本稿の目的に鑑みれば、設定された会計基準の根底にある会計観にも着目すべきであろう。これを端的に表すのが、基準設定のための概念フレームワークと考えられる。

そこで、会計基準設定主体および概念フレームワークという2つの要素を切り口に整理すると、マレーシアにおける会計基準設定の歴史は以下の4つのフェーズに区分することができるように思われる。

#### (1) 第1期—1971年から1986年

マレーシアにおける会計基準設定の端緒は1971年に遡る。マレーシアの中央銀行であるネガラ銀行 (Bank Negara Malaysia) からの要請により、マレーシアの職業会計士団体であるマレーシア公認会計士協会 (Malaysian Association of Certified Public Accountants; MACPA)<sup>6)</sup> は、会計基準および監査基準の設定に向け、1971年に実務指針委員会 (Technical Committee; TC) を発足させた [Susela, 1997, p. 12]。

具体的な基準設定が行われたのは1976年以降である。TCはIASについて、マレーシアの会計関連法規との整合性をレビューし、問題がない場合には、そのIASを同国の会計基準として採用するようになった [Susela, 1997, p. 13, Hanefah, 2005, p. 403]。IASを国内基準として最終的に承認するのはMACPAの理事会であったが、そこまでの設定過程に参加するのはMACPAの会員のみで、外部にコメントを募集するようなことはなかった [SGV, 1984, p. 7]。その意味で、当時の基準設定プロセスは、デュ

ー・プロセスとは程遠いものであったといえる。また、会計基準自体も、MACPAの会員にのみ公表されるだけのものであり [SGV, 1984, p. 7; Hanefah, 2005, p. 403]、強制力はほとんどなかったと推察される。

#### (2) 第2期—1987年から1997年

マレーシアではMACPAとともにマレーシア会計士協会 (Malaysian Institute of Accountants; MIA) というもう1つの職業会計士団体が並存していた。MIAは、1967年会計士法 (Accountants Act 1967) によって設立された団体であるが、すでにMACPAが自主規制団体として存在していたため、実際の役割は公認会計士の登録やライセンス交付のみであった [MacGregor, et al., 1997, p. 331]。ところが、MIAに本来の機能を果たさせたいという政府の意向から [Teoh and Chuah, 1997, p. 331]、1987年、MIAの事務局が開設され、MIAの職業会計士団体としての実質的な活動が開始された [Susela, 1997, p. 13]。

会計基準設定については、両団体による協働体制が確立された。とはいえ、会計基準を最終的に承認するのはMIAの理事会であった [Teoh and Chuah, 1997, p. 338] ことから、この時期の基準設定主体はMIAだったといえる。MIAによる基準設定は、これまで同様IASをその範としたものであったが、基準の承認に至るまでに、MIA理事会が公開草案を公表し、寄せられた一般からのコメントを基準の内容に反映させるというプロセスが導入された [Teoh and Chuah, 1997, p. 338]。その点で、この時期にはデュ

<sup>6)</sup> 同団体は1958年に発足し [MacGregor et. al., 1997, p. 16]、2002年1月29日付けで名称を Malaysian (Institute of Certified Public Accountants; MICPA) に変更し、現在に至っている。

プロセスの原型が確立されたといっよう思われる。

もう1つ注目すべきは、1995年1月の段階で、当時の国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee ; IASC) が1989年に公表した『財務諸表の作成・表示に関するフレームワーク (以下IASBフレームワークと略記)』を、マレーシアの概念フレームワークとして採用すべく、公開草案が準備されていた [Teoh and Chuah, 1997, p. 338] という事実である。基準設定主体の交代とデュー・プロセスの確立、ならびに概念フレームワーク作成が試みられたという点で、この時期はマレーシア会計基準設定史の第2期と位置付けられる。

### (3) 第3期—1998年から2005年

1997年に制定された財務報告法 (Financial Reporting Act 1997) のもと、翌98年、財務報告財団 (Financial Reporting Foundation ; FRF) ならびにマレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board ; MASB) が設立された。財務報告法第4条および第7条によれば、MASBはFRFから活動資金の提供を受け、その監督のもと、会計基準設定を行う機関である。そこで設定された会計基準には、財務報告法の第27条において、実質上、マレーシアで活動する全企業が準拠すべきである旨が明記されている。その意味で、マレーシアでは財務報告法の制定をもって、いわゆる米国型の民間基準設定主体が誕生するとともに、

法的根拠を与えられた会計基準の設定が行われるようになったといえる。

MASBの基準設定も、IASをベースとするという点で従来と同様であったが、現代的なデュー・プロセスが確立されるとともに、<sup>7)</sup> 会計基準設定のための概念フレームワークを作成すべく、1998年、ディスカッション・ペーパー第1号 (Discussion Paper No. 1 ; DP1) 『財務諸表の作成・表示に関するフレームワーク案 (Proposed Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements)』が公表された。DP1は、財務諸表の目的、情報の質的特徴、財務諸表の構成要素およびその測定属性等の主要概念について、IASBフレームワークを文言もそのままに踏襲しているものの、発展途上国特有の経済環境に配慮して会計基準を設定する必要性 [MASB, 1998, pars. 1, 8-11] が主張されるなど、いくつかの点で独自性を備えていた。<sup>8)</sup> DP1は正式な概念フレームワークとして採用されなかったが、MASBはこれを実質的なフレームワークとし、<sup>9)</sup> 2003年末までに33のMASB基準 (MASB Standards) を設定した。

この時期は、MASBの誕生、およびマレーシア版概念フレームワークとして、独自の内容を備えたDP1の作成・公表が行われたという点で、1つのフェーズに区分することができよう。

### (4) 第4期—2006年から現在

2004年以降、MASBはめまぐるしく基準

<sup>7)</sup> MASBのデュー・プロセスについてはMASB (1999a, par. 25) を参照されたい。

<sup>8)</sup> DP1の内容は平賀 (2005) において検討している。詳細については同拙稿を参照されたい。

<sup>9)</sup> MASB基準第4, 6, 7, 9, 32号においてDP1で定義された概念を当該基準設定にあたって適用した旨が述べられている。このことからDP1をこの時期の実質的な概念フレームワークと判断した。

の改廃を行ったが、2006年、マレーシアの会計基準は新たなフェーズに入ったといえる。というのは、同年2月23日をもって、マレーシアの会計基準はダブル・スタンダード体制に移行したのである。これにより、MASB基準は、端的に言えば、非公開企業を適用対象とした会計基準とされ、上場企業については財務報告基準（Financial Reporting Standards；FRS）<sup>10)</sup>という別基準が設定された。

同時に、DP1の公表以後、長く棚上げされていた概念フレームワーク作成の作業が再開され、2006年8月15日に公開草案53号（Exposure Draft No. 53；ED53）『財務諸表の作成・表示に関するフレームワーク』が公表された。ED53は、IASBフレームワークと内容をまったく同一にするものであり、DP1にみられた独自の記述はすべて削除された。基準設定主体に変更はないものの、ダブル・スタンダード体制への移行とED53の公表をもって、2006年以降は独立したフェーズとして位置付けてよいように思われる。

前述のように、マレーシアは1990年に中高所得国となった。図表1の仮説に照らしていえば、90年以降にIAS/IFRSからの乖離が顕著となっていく可能性がある。そこで注目したいのは、第3期において設定されたMASB基準である。MASB基準設定の実質的なフレームワークとなったDP1は、主要概念についてはIASBフレームワークを踏襲している一方、発展途上国特有の経済環境に留意した上で会計基準を設定すべきとの記述が盛り込まれている。とすれば、MASB基準とそれらが公表された時点でのIASと

を比較し、相違を見出すことができれば、それらは発展途上国の環境に配慮した結果生じた可能性がある。その相違を詳細に検討すれば、経済の発展途上において選好される会計観を抽出することができるように思われる。

### 3. MASB基準とIASの相違についての検討

第3期に公表されたMASB基準は図表2に示すとおりである。これらは現在、一部を除き、公表後の改訂が加えられる前のオリジナル版が非公開企業を対象とした会計基準となっているため、MASBのウェブ・サイトから入手が可能である。また、各MASB基準のパラグラフ構成および基準本文の文章・文言は、原則として対応するIASを踏襲している。そのため、入手が可能なMASB基準については、ベースとなったIASとの詳細な比較が可能である。そこで、現在入手可能なMASB基準と、当該MASB基準設定当時のIASとを比較した結果、合計50項目の相違が確認された。

MASB基準は、非公式ながら、DP1を枠組みとして設定されたことは既に述べた。さらにDP1の主要概念はすべてIASBフレームワークと同一である。ところが、IASBフレームワークと比較した場合、DP1には、図表3に示したような、独自の記述内容が3点確認される。とすれば、MASB基準とIASとの相違はこれらのいずれかに起因するのではないかと考えられる。

MASB基準とIASとの相違を生む要因としてもう1つ考えられるのは、IASとマレーシア国内法規との整合性の問題である。マ

<sup>10)</sup> FRSは、Deloitte（2005, 2006）の内容から、現行のIAS/IFRSとほぼ同一の内容を備えていると推察されるが、本稿の執筆にあたってはその確認は行っていない。

図表 2 第 3 期に公表された MASB 基準

基準番号	基準名	公表年/発効日
MASB 1	会計方針の開示	1999/1999.7.1
MASB 2	棚卸資産	1999/1999.7.1
MASB 3	期間純損益、重大な誤謬および会計方針の変更	1999/1999.7.1
MASB 4	研究開発費	1999/1999.7.1
MASB 5	キャッシュ・フロー計算書	1999/1999.7.1
MASB 6	外国為替レート変動の影響	1999/1999.7.1
MASB 7	工事契約	1999/1999.7.1
MASB 8	関連当事者についての開示	1999/2000.1.1
MASB 9	収益	1999/2000.1.1
MASB 10	リース	1999/2000.1.1
MASB 11	連結財務諸表および子会社に対する投資	1999/2000.1.1
MASB 12	関連会社に対する投資	1999/2000.1.1
MASB 13	1株あたり利益	1999/2000.1.1
MASB 14	減価償却の会計	2000/2000.7.1
MASB 15	有形固定資産	2000/2000.7.1
MASB 16	ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告	2000/2000.7.1
MASB 17	損害保険事業	2000/2001.7.1
MASB 18	生命保険事業	2000/2001.7.1
MASB 19	後発事象	2000/2001.7.1
MASB 20	引当金、偶発債務および偶発資産	2000/2001.7.1
MASB 21	企業結合	2000/2001.1.1
MASB 22	セグメント別報告	2001/2002.1.1
MASB 23	資産の減損	2001/2002.1.1
MASB 24	金融資産：開示と表示	2001/2002.1.1
MASB 25	法人所得税	2001/2002.7.1
MASB 26	中間財務報告	2001/2002.7.1
MASB 27	借入費用	2001/2002.7.1
MASB 28	廃止事業	2002/2003.1.1
MASB 29	従業員給付	2002/2003.1.1
MASB 30	退職給付制度の会計および開示	2002/2003.1.1
MASB 31	政府補助金の会計処理および政府援助の開示	2003/2004.1.1
MASB 32	不動産開発活動	2003/2004.1.1
MASBi-1	イスラム金融機関の財務諸表の表示	2002/2003.7.1

出典：Deloitte(2003)を基に筆者が作成

注) 網掛けの基準は、非公開企業を対象とした会計基準から外されており、今回入手が不可能だったことから本稿では考察対象に含まれていない。

図表 4 : IASB フレームワークとの比較における DPI に独自の記述内容

	該当するパラグラフ
①発展途上国特有の経済環境への配慮	<p>1(c) 国が経済発展の特定の段階にあるという状況の中で、国全体の特定のニーズに焦点を合わせることを可能にすること。</p> <p>8. 発展途上国経済に関する国際的な文献で論じられてきたのは、国の経済発展レベルに関係なく、会計問題は同一でありうるが、地域および国のさまざまな特質に鑑みれば、発展途上国を別個に扱わなければならない事例もいまだ存在する。</p> <p>9. 諸研究によって示されてきたのは、発展途上国（または発展途上国の状況）に対する特定の会計問題の影響は、先進国のものとは常に異なっていることである。そのことは、経済発展の水準、経済の開放性、資本市場の発達水準など、さまざまな要因に起因する。したがって、適切な会計基準を設定する場合、それらの特別な状況を常に考慮しなければならない。</p> <p>10. さらに主張されるのは、経済発展の局面において会計問題が重要であることから、発展途上国は、(a)先進国と同じ方法での会計の発展が可能かどうか、(b)当該途上国の環境から会計の発展を導くことが可能かどうか、考慮しなければならない。なぜなら、先進国における会計を形成してきた偶発的条件が、発展途上国においても同一の結果を引き起こす、ならびにその偶発的条件が発展途上国においても形成されることは考えにくいからである。</p> <p>11. ここで認められるのは、経済発展の局面において、さまざまなニーズに応えられるよう、効果的な手段として会計基準を発展させるために慎重に戦略を計画し、それをマレーシアのために展開するという問題が、主たる関心事だということである。</p>
②小規模企業への会計基準適用の免除	<p>7. 相対的に小規模の企業が、特定の会計基準への準拠を免除されることは、いくつかの国に共通の実務である。必要であれば、特定の基準によって、小規模企業に対しての免除が認められる。小規模企業の定義や免除規定の運用可能性は、別編のテクニカル・ガイドラインに従う。</p>
③特定の産業界における慣行の尊重	<p>69. 時として基礎的な理論からの逸脱が求められるものではあるが、他に実務上考慮しなければならないこととして、ある産業界や企業に特有の性質がある。たとえば、銀行は、特定の投資証券を市場価格で報告するが多い。なぜなら、これらの証券は、高い頻度で売買されている上に、現金等価額が相対的により有用な情報を提供することという考えが多数を占めているからである。そのような、基礎的な理論からの逸脱は数多いわけではないが、存在する。そのため、基礎的な会計理論を侵害するものが露見したときは常に、そこから生じる会計手続に過度に批判的になる前に、当該関連事業の種類に固有の特徴によって、それが説明されるかどうか、判断することが適切である。</p>

出典：MASB (1998) を基に筆者が作成

レーシアでは、会計基準設定にあたり、関連諸法規と IAS との整合性を十分に検討することが伝統的に行われてきた。したがって、両者が相容れないために、相違が生じる場合もあろう。

そこで、確認された 50 項目の相違から、図表 3 に示した DPI に独自の記述のうち②、③に起因すると思われるもの、およびマレーシア国内法規との整合性の問題に起因すると

思われるものを除くと 25 項目の相違が残った。これらの相違点が、DPI に独自の記述①、すなわち、発展途上国特有の経済環境に配慮した結果生じた相違である可能性がある。

また、経済発展途上で選好される会計観を明らかにするという本稿の目的に鑑みれば、計算に関わる相違点を重点的に検討することが、その目的に適合していると思われる。そこで、上記の 25 項目をさらに分類した結果、

図表 4：発展途上国特有の経済環境に起因すると考えられる MASB 基準と IAS 間の相違

ナンバー	相違の具体的な内容
MASB 1	特定の費用の繰延処理の容認 取益費用対応の原則を理由とした、資産または負債の定義を満たさない項目の貸借対照表への記載を原則として禁じているものの、製品開発費や試験費等の資産計上・繰延処理を認めている (MASB 1 パラグラフ 26)。IAS 1 (1997 年改訂) にはこれらの費用の資産化を認める記述はない。
MASB 2	借入費用の棚卸資産の原価への算入処理の欠如 IAS 2 (1993 年改訂) パラグラフ 15 に規定されている、特定の場合における借入費用の棚卸資産の原価への算入を容認する処理が MASB 2 にはみられない。
MASB 6	経過規定 経過規定が示されている。ここでは、MASB 6 の公表当時におけるマレーシアの経済環境に鑑み、外貨建ての長期貨幣性項目の為替差額の繰延・償却が、2 会計期間限定で容認されている (MASB 6 パラグラフ 47~51)。IAS 21 (1993 年改訂) には、このような規定はみられない。
MASB 11	利害関係およびグループの構成の変化が生じた場合の会計処理について MASB 11 では、a) 子会社が少数株主に対し、現金を対価として株式を発行した場合、b) グループ内の企業が子会社の少数株主から現金を対価として株式を購入した場合、あるいは、c) その他利害関係やグループの構成に変化が生じた場合についての会計処理を規定している。a)、b) の場合、損益計算書において認識される損益に応じ、株主持分の増減として処理する (MASB 11 パラグラフ 37~40)。その他の場合には、剰余金の増減として処理する (MASB 11 パラグラフ 41~43)。IAS 27 (1994 年リフォーマット) にはこのような規定はみられない。
MASB 11	親会社の個別財務諸表における子会社に対する投資の会計処理について IAS 27 (1994 年リフォーマット) では、a) 持分法、b) 原価または再評価額で計上するよう規定されている。それに対し、MASB 11 では持分法の適用は認められていない。これは、MASB が自国基準として承認した IAS 25 の長期投資の会計処理に準ずるものである (MASB 11 パラグラフ 44~46)。
MASB 12	投資者の個別財務諸表における関連会社に対する投資の会計処理について IAS 28 (1998 年改訂) では、持分法の適用を認めているのに対し、MASB 12 では、持分法の適用は原則として認められていない。MASB 12 では、マレーシアで承認されている IAS 25 の長期投資の会計処理に基づき、原価または再評価額で計上するよう求めている。持分法を用いた場合には、その影響を別途注記において開示しなければならない。ただし、当該会社が他の会社による 100% 所有子会社である場合、そのような開示規定に従う必要はない (MASB 12 パラグラフ 12~15)。
MASB 12	② 関連会社との間で株式の持合いが行われている場合の会計処理について MASB 12 には、投資者と関連会社との間で株式の相互持合いが行われている場合についての追加規定が存在する。投資者が持分法を適用している場合、投資者の損益や純資産の増減によって生じた関連会社への影響は、関連会社がそれをその財務諸表において表示していても、投資者の財務諸表においてはそれを考慮する必要はない (MASB 12 パラグラフ 33~34)。IAS 28 (1998 年改訂) にはこのような規定はない。
MASB 15	⑤ 固定資産の減損または喪失に対する第三者からの保障に関する会計処理 固定資産の減損・喪失に対して第三者から貨幣的または非貨幣的補償を受けた場合、その保障が認識された時点でその金額を損益計算書に計上する旨が規定されている (パラグラフ 70~71)。IAS 16 には該当する規定はみられない。
MASB 16	① 共同支配企業の連結財務諸表に関する規定 MASB 11 における「支配」の概念を根拠に、MASB 16 では共同支配企業が、比例連結により共同支配の事業体との連結財務諸表を作成することは認められていない。共同支配の事業体に対する共同支配企業の持分は、共同支配企業の財務諸表において、持分法か、原価法または再評価法によって示すことが原則とされている。(MASB 16 パラグラフ 30~39)。また、a) 共同支配の事業体を、近い将来処分するという観点から単一の企業が取得・所有している場合、また b) 共同支配の事業体が共同支配企業に資金の移送を行うことができなくなるような長期の深刻な制約の下で営業活動を行っている場合、共同支配企業はこれを投資とみなし、IAS 25 に従って会計処理するよう定められている (MASB 16 パラグラフ 40~41)。また、子会社化された共同支配の事業体は、その日から MASB 11 に従って会計処理される (MASB 16 パラグラフ 42~43)。IAS 31 (2000 年改訂) にはこのような規定はみられない。
MASB 16	経過規定 これまで共同支配の事業体を子会社として処理してきた企業に対する、本基準適用にあたっての経過措置が規定されている (MASB 16 パラグラフ 64~68)。
MASB 31	非貨幣性資産による政府補助金の代替的処理の削除 IAS 20 で認められている、非貨幣性資産と補助金との双方を名目価額で処理する (IAS 20 パラグラフ 23) という代替的処理が MASB 31 では削除され、IAS 20 における原則的処理である、公正価値での計上のみが規定されている (MASB 31 パラグラフ 23)。

会計処理に関する相違点として図表4に示す11項目が抽出された<sup>11)</sup>。

これらの相違から MASB 基準の根底にある会計観を導出するのは困難ではあるが、その手がかりは散見される。まず注目したいのが、MASB 基準第 11, 12 号である。両基準は 1999 年に公表されたが、これらのベースとなった 1999 年時点での IAS 第 27 (1994 年リフォーマット), 28 号 (1998 年改訂) では、親会社または投資者の個別財務諸表における子会社または関連会社の投資について、原価、持分法または IAS 第 39 号に示した売却可能金融資産として処理することを定めている [IASB, 1994, par. 29; IASB, 1998, pars. 12]。

一方、MASB 第 11, 12 号では原価または再評価額での処理しか認められておらず、IAS 第 27, 28 号が認めてきた持分法さえ、代替的会計処理から除外している [MASB, 1999, pars. 44-46; MASB, 1999, pars. 12-15]。

その根拠としては、MASB 第 11 号および第 12 号が設定された当時、MASB が国内基準として暫定的に承認していた IAS 第 25 号『投資の会計処理』の存在 [MASB, 1999, par. 46; MASB, 1999, par. 15] があげられている。

IAS 第 25 号は、IAS 第 39 号『金融商品：認識と測定』および第 40 号『投資不動産』によって廃止された基準である。IAS 第 25 号は、短期投資には原価、市場価格、低価法 [IASB, 1987, par. 19], 長期投資には原価、再評価額、低価法 [IASB, 1987,

par. 23] による評価を認める内容となっている。これは、少なくとも、公正価値による測定を前面に押し出した IAS 第 39 号とは異なる内容であり、さらにいえば、原価評価および低価法を認めている点で、取得原価主義の域内の基準と考えられる。

Deloitte (2003) によれば、IAS 第 25 号は、マレーシアにおいて、2003 年 7 月の段階においてもなお、見直し・改訂の対象から外れている。一方、IASB は、その時点ですでに IAS 第 25 号を廃止している。IAS 第 25 号を維持することで、代替的会計処理として持分法さえ認めないという点から、MASB 基準を貫く会計観は、当時の IAS に比べ、取得原価主義に傾いていたといえるのではないだろうか。

もう 1 つ注目したいのが、MASB 基準第 1 号にみられる相違点である。ここでは、製品開発費や試掘費など、蓋然性の高い将来の経済的便益と直接的な関連をもつ費用について繰延・償却処理が容認されている。このような会計処理は一般に原価の期間配分と呼ばれるものである。期間配分に関する基準としては、MASB 基準第 4 号『研究開発費』や MASB 基準第 14 号『減価償却の会計』が公表されたが、両基準は、それぞれ IAS 第 9 号および第 4 号と同一のものである。

興味深いのは、MASB 第 4 号および第 14 号が、そのベースとなった IAS が廃止となった後に採用されたことである。IAS 第 4 号および第 9 号は、最終的に IAS 第 38 号『無形資産』によって廃止された。IAS 第 38 号は 1998 年 7 月に当時の IASB 理事会で承

<sup>11)</sup> 全 50 項目の相違点の詳細な検討、および最終的に検討対象を 11 項目に絞り込むまでの分析については、平賀 (2007) を参照されたい。なお平賀 (2007) では、相違点を 49 項目としているが、これは本稿図表 4 に示した MASB 第 15 号に関する相違点を含めていなかったためである。この場を借りて訂正したい。

認められ、1999年7月1日をもって発効している。一方、MASB第4号は、1999年に公表され、同年7月1日に発効している。またMASB第14号は2000年に公表され、発効日は同年7月1日である<sup>12)</sup>。

IAS第4号および第9号の廃止は、会計において償却という手続に対する考え方が変化したことを意味していると考えられる。もちろん、IAS第16号および38号において、有形・無形固定資産の償却の規定は残っている。ただ、いずれも償却に先立って述べられているのは資産の当初認識後の測定である。そこでは、その後減損の可能性を検討するとともに、償却についてもその期間や方法を再検討することが求められている [IASB, 2003, par. 51, 61; IASB, 2004, par. 104]。これは、IAS第4号（すなわちMASB第14号）における減価償却やIAS第9号（すなわちMASB第4号）にみられる開発費の償却を5年以内と定める [IASB, 1993, par. 23; MASB, 1999, par. 23] 規定とは異なる会計思考に基づいていると思われる。すなわち、旧来のIASやMASB基準において考えられていたのが、収益・費用の対応による適正な期間損益計算という観点からの償却であったのに対し、IAS第4号および第9号廃止以降のIASにおける償却は、持分や企業価値の適正な計算という観点から想定されているのではないだろうか。

以上の考察から、MASB基準にみられるIASとの相違には、取得原価主義や収益費用の対応に基づく資産の償却または費用の繰

延・償却を認める点のあることが確認された。取得原価主義や収益費用対応の重視という特徴は、収益費用アプローチという用語に包摂されるものと思われる<sup>13)</sup>。

減価償却や研究開発費に関する基準が廃止された後のIASの底流をなす会計観は、資産負債アプローチに傾いていったと考えられる。それに対し、同時期に設定されたMASB基準は、逆に収益費用アプローチをやや重視する会計観に基づいていたといえよう。

#### 4. MASB 基準設定の社会的背景に関する検討

では、MASB基準が収益費用アプローチ寄りの内容を備えるに至った要因はどこにあるのだろうか。本稿第2節から分かるように、マレーシアの会計基準設定には、初期段階よりマレーシア経済当局が強く関与してきた。また、MASBについても、中央銀行、証券委員会、商業登記局 (Registrar of Companies) というパブリック・セクターから顧問を選出することが財務報告法第8条で定められており、この点をもって実質的には政府機関であることを指摘する [市野, 2000, p. 60] 見解もある。

一方、マレーシアの経済は、これまで政府の策定した長期の経済・産業計画と5年毎の短期計画であるマレーシア計画に基づき、当局の強いリーダーシップのもと、開発が進められてきた経緯がある。とすれば、会計基準設定も時の経済計画が無関係ではない。

<sup>12)</sup> MASBのウェブ・サイトではMASB基準の発効日は確認できるものの、その公表の時期は示されていない。MASB基準の公表年度はPricewaterhouseCoopers (2006) に示されている。

<sup>13)</sup> 米国の概念フレームワーク作成をめぐる議論の中で、資産負債中心観は時価主義会計と、収益費用中心観は歴史的な原価主義会計と結び付けられていた [津守, 2002, pp. 207-226] ことから、この考えはある程度妥当なものと思われる。

図表5：マレーシアにおける経済計画および会計基準の変遷に関する年表

年代	1950	1960	1970	1980	1990	2000			
長期計画	第1次長期総合計画 (1971～1990) 第2次長期総合計画 (1991～2000) ビジョン2020公表(1991) 第3次長期計画 (2001～2010)								
経済政策	新経済政策 (1971～1990) 国家開発政策 (1991～2000) 国家展望政策 (2001～2010)								
産業関連計画	第1次産業基本計画 (1986～1995) 第2次産業基本計画 (1996～2005) 第3次産業基本計画 (2006～2020) 中小企業開発計画 (1990～2000) 中小企業開発計画 (2001～2005)								
マレーシア計画	第1次 マレーシア 計画 1966～1970	第2次 マレーシア 計画 1971～1975	第3次 マレーシア 計画 1976～1980	第4次 マレーシア 計画 1981～1985	第5次 マレーシア 計画 1986～1990	第6次 マレーシア 計画 1991～1995	第7次 マレーシア 計画 1996～2000	第8次 マレーシア 計画 2001～2005	第9次 マレーシア 計画 2005～2010
会計基準	マレーシア会計基準前史時代 1965年会社法制定 同法第9附則において財務諸表の表示に関する規定が設けられる。	第1期 (1970年代～1986) 設定主体：MACPA 基準設定プロセス：デュール・プロセス存在せず 会計基準の性格：法的強制力なし 概念フレームワーク：存在せず 会計基準の内容：2次資料よりIASの全面採用と解される	第2期 (1987～1997) 設定主体：MIA (MACPA との協働) 基準設定プロセス：デュール・プロセスの誕生 会計基準の性格：法的強制力なし 概念フレームワーク：IASB フレームワークの採用を検討	第3期 (1998～2005) 基準設定主体：MASB 基準設定プロセス：デュール・プロセスの精緻化 会計基準の性格：法的強制力あり (1997年財務報告法) 概念フレームワーク：DP1の作成・公表	第4期 (2006年～) 基準設定主体：MASB 基準設定プロセス：第3期に同じ 会計基準の性格：第3期に同じ 概念フレームワーク：ED53の作成・公表	会計基準の内容： 会計基準のダブル・スタンダード化			

※ 経済計画については橋本 (2005, p.19) を参考に、筆者が加筆の上作成

図表5は、マレーシアの過去の経済計画と、第2節で整理した会計基準設定史とを並列させた年表である。興味深いのは、会計基準設定史の4つのフェーズが、重要な経済・産業計画のスタートと常にその時期をほぼ同じにしている点である。会計基準設定が開始されたのは、同国で最初の経済政策のスタートと一致している。その後は産業基本計画の期間と会計基準設定のフェーズがほぼ重なっていることが分かる。

ここで本稿の主たる考察対象である第3期に注目してみたい。第3期に入る2年前、1996年に開始されたのが第2次産業基本計画(Second Industrial Master Plan; IMP2)である。そこで示されたのは、製造業++(Manufacturing++)と称する戦略であった。その目的は「マレーシアの産業の中核である製造業を発展させる」[橋本, 2005, p. 32] ことであり、具体的な戦略目標の1つとして各種「経済活動の基盤整備」[橋本, 2005, p. 32] があげられていた。

マレーシア会計基準設定史の第3期はこの時期と重なる。上述の経済・産業計画を考慮すれば、MASB基準は、製造業を中心とした民間主導の経済発展を志向する社会を背景として設定されていたといえる。このような経済は、武田(2001, p. 10)や鎌田(2005, p. 108)のいう「プロダクト型市場経済」と考えられる。そこでは、棚卸資産や有形固定資産等の有形財が主要な財貨であり、それらが生産プロセスに投入・費消されることによって、価値を付加された新たな財貨・サービスが生み出される。この一連のプロセスによって生じる価値の増加分が利益となりうる。<sup>14)</sup>

このような経済を想定した場合、会計の主

要課題は、一定期間に繰り返された生産プロセスにおいて増加した価値の計算といえる。それはフロー計算と換言できよう。そこでの主な測定の対象は、生産プロセスに投入される有形財であり、新たな価値を付加された生産物のためにどれだけの財が犠牲となったかということが、測定属性決定にあたっての観点となる。一方、損益計算において重視されるのは、価値の増加を、それが客観的に確実となる時点で認識し、そのために費消された財・サービスの犠牲額を適正に対応させることであろう。

端的に表現すれば、測定にあたっては取得原価、損益計算にあたっては実現主義や収益費用対応が重視される。すなわち、プロダクト型市場経済下での会計には、収益費用アプローチがなじむといえる。このことは武田(2001)、鎌田(2005)、古賀(2005)等の諸論者によっても指摘されている。

マレーシアでの収益費用アプローチへの傾倒は、産業構造の変化を追って後発的に生じたものなのか、あるいは経済計画当局が、製造業への収益費用アプローチの適合性を認めた上で、MASB基準をその方向へ誘導したのかについては、現在の所明らかになっていない。ただ、製造業中心の経済では収益費用アプローチが好まれるという、理論通りの事象がマレーシアにおいて観察されたことだけは明らかであろう。

## 5. むすびにかえて

マレーシアにおいては、IASを、その国内環境への適合性を検討した上で採用するという形で会計基準設定が行われてきた。また、

<sup>14)</sup> プロダクト型市場経済に関する記述は、古賀(2005, p. 135)を参考としている。

特定の期間において、製造業を中心とした経済発展が志向される社会を背景に、発展途上の経済環境への適合性を意識した会計基準設定が試みられた。そこにうかがわれたのは、会計観の収益費用アプローチへの若干のシフトであった。なお、収益費用アプローチが製造業を中心とした経済になじむ会計思考であることは、ある程度一般的に認識されている。

一国の経済発展パターンとは、通常、第1次産業から第2次産業、その中でも軽工業から重工業へ、さらに第3次産業へと産業構造の重点がシフトしていくものと考えられる。とすれば、発展途上国において、第2次産業に重点が移行する時期に、収益費用アプローチ寄りの会計観が選好され、結果として一時的に当該国の会計基準とIAS/IFRSとの乖離が観察されるのではないだろうか。

もし、経済発展の初期の段階でIAS/IFRSが当該国の会計基準として全面採用されたとしても、たとえば金融商品の会計基準のように、資産負債アプローチが色濃く反映された基準が採用されない、あるいは、その後の発展過程で、採用された基準が収益費用アプローチ寄りに若干修正され、さらなる経済発展に伴う改訂により、IAS/IFRSに再接近していく可能性があるように思われる。MASB基準はそのことを示す1つの事例となるのではないだろうか。

ただ、発展途上国において、会計基準がこのような段階的な変化をみせることは、今後少なくなるかもしれない。第一の理由は、会計基準の国際的収斂への動きが昨今加速していることである。そのような状況の中、一時的であれ、IAS/IFRSから乖離した会計基準が成立する可能性は稀になっていくものと思われる。第二の理由は、発展途上国の経済発展自体が今後いっそう急進的になっていくと

予測されることである。発展途上国がその後発の利を活かし、従来のパターンとは異なる形で発展を遂げていくことは想像に難くない。となれば、会計基準の形成も、仮説に示したような段階的なものではなくなる可能性も大いにある。

今後は、本稿で示した仮説をさらに裏付けるべく、マレーシアの動向に注目し続けるとともに、マレーシアよりも後発の発展途上国を取り上げ、その会計基準の進展を追跡していくことが課題となろう。

#### 【参考文献】

- Deloitte (2003), *July 2003 Update*, <http://www.iasplus.com/country/malaysia.htm#0307>
- Deloitte (2005), *January 2005 Update*, <http://www.iasplus.com/country/malaysia.htm#0501>
- Hanefah, Mustafa Mohd (2005), "Malaysia," in *Asian Accounting Handbook*, edited by Shahrock M. Saudagaran, THOMSON, Singapore.
- IASB (2003), *IAS No. 16 Property, Plant, and Equipment*, IASB. (企業会計基準委員会訳 (2005), 『国際財務報告基準書』, レクシスネクシス・ジャパン)
- IASB (2004), *IAS No. 38 Intangible Assets*, IASB. (企業会計基準委員会訳 (2005), 『国際財務報告基準書』, レクシスネクシス・ジャパン)
- IASC (1986), *IAS No.25 Accounting for Investment*, IASC.
- IASC (1993), *IAS No. 9, Research and Development Costs*, IASC.
- IASC (1994), *IAS No. 27, Consolidated Financial Statements and Investments in Subsidiaries*, IASC.
- IASC (1998), *IAS No. 28, Investments in Associates*, IASC.
- MacGregor, A, M. Hossain and K. Yap (1997), "Accounting in Malaysia and Singapore: Culture's Lack of Consequence?," in *Accounting in the Asia-Pacific Region*, edited by Nabil Baydoun, Akira Nishimura and Roger

- Willet, John Wiley & Sons, Singapore, pp. 99-126.
- MASB (1998), *Discussion Paper No.1 A Proposed Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements* MASB.
- MASB (1999a), *Foreword Financial Reporting Standards*, MASB.
- MASB (1999d), *MASB Standard No.4 Research and Development Costs*, MASB.
- MASB (1999h), *MASB Standard No. 11 Consolidated Financial Statements and Investments in Subsidiaries*, MASB.
- MASB (1999i), *MASB Standard No. 12 Investments in Associates*, MASB.
- MASB (2006), *Exposure Draft No. 53 Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, MASB.
- PricewaterhouseCoopers (2006), *Private Entity Reporting Standards (PERS) in Malaysia*, PricewaterhouseCoopers.
- Saudagaran, S. M., and J. G. Diga (1997), "Financial Reporting in Emerging Capital Markets: Characteristics and Policy Issues," *Accounting Horizons*, Vol. 11 No. 2, pp. 41-64.
- SGV (1984), *Comparative Accounting Practices In ASEAN*, Oyez Longman, London.
- Susela, Devi (1997), "Interests" and Accounting Standards Setting in Malaysia: Using A Political Economy of Accounting (PEA) Framework, <http://les.man.ac.uk/ipa97/papers/susela81.pdf>
- Teoh, Hai Yap and Soon Guan Chuah (1997), "Malaysia," in *Financial Reporting in the Pacific Asia Region*, edited by Ronald Ma, World Scientific, Singapore, pp. 347-365.
- 市野初芳 (2000), 「マレーシア会計制度改革の現状と課題」, 『JICPA ジャーナル』, No. 542, pp. 60-61.
- 鎌田信夫 (2005), “ビッグバン後の日本の会計”, 『会計』, (森山書店), Vol. 168, No. 3, pp. 106-118.
- 古賀智敏 (2005), 『知的資産の会計マネジメントと測定・開示のインターアクション』, 東洋経済新報社。
- 武田隆二 (2001), “会計学認識の基点,” 『企業会計』, 中央経済社, Vol. 53, No. 1, pp. 4-10.
- 津守常弘 (2002), 『会計基準形成の論理』, 森山書店。
- 橋本雄一 (2005), 『マレーシアの経済発展とアジア通貨危機』, 古今書院。
- 平賀正剛 (2003), 「発展途上国における国際会計基準導入の意義」, 『NUCBA Journal of Economics and Information Science (名古屋商科大学)』, Vol. 47 No. 2, pp. 231-259.
- 平賀正剛 (2005), 「東南アジアにおける概念フレームワーク形成の動向とその意義—マレーシアのディスカッション・ペーパー第1号を中心に—」, 『NUCBA Journal of Economics and Information Science (名古屋商科大学)』, Vol. 49 No. 2, pp. 27-47.
- 平賀正剛 (2006), 「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展(1)」, 『経営学研究 (愛知学院大学)』, 第16巻第1号, pp. 103-119.
- 平賀正剛 (2007), 「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展(2)」, 『経営学研究 (愛知学院大学)』, 第16巻第3・4合併号, pp. 61-80.